学童一時預かり事業の実施について

町では子育てを支援するため、福島学童保育（福島小学校内に開設）で平成２２年４月１日より、保護者の就労形態の多様化、急病、育児疲れ等に伴い一時的に家庭保育が困難となる学童に対する一時預かり事業を実施します。

一時預かりを希望される方は、町民課住民グループに申し込みください。

○対象となる学童 ～ 小学校に就学している小学校３年生以下の学童で、保育事業の区分（下表参照）のいずれかに該当する集団保育が可能な学童　など。

○保育事業の区分

一時預かり事業の区分		保育の期間
非定期型保育	保護者の労働、職業訓練、就労等により断続的に家庭保育が困難となる学童に対する保育	平均週３日以内
緊急保育	保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等により一時的に家庭保育が困難となる学童に対する保育	１月につき１２日以内
私的理由保育	保護者の育児等に伴う心理的及び肉体的負担の解消その他の私的理由により一時的に家庭保育が困難となる学童に対する保育	１月につき２日以内
帰省時保育	長期休業期間等において、町内の実家へ帰省した学童で、帰省先の家庭における保育が困難と判断される学童に対する保育	福島町に滞在している期間

○利　用　期　間 ～ 月曜日 ～ 金曜日（年末年始及び祝・祭日を除く）

○利　用　時　間 ～ 学校のある日　放課後 ～ 午後6時
学校のない日　午前8時 ～ 午後6時

○学童１人当たりの利用負担額 ～ 利用登録に係る傷害保険料と利用料、おやつ代を負担いただきます。

①傷害保険料（月額）

区　分	初回月	2月目以降
登録に係る傷害保険料	350円	150円

②利用料、おやつ代（日額）

区　分	学校のある日	学校のない日
利用料	150円	300円
おやつ代	50円	50円

※お問い合わせは、町民課住民グループ（TEL 47−4681）まで、ご連絡ください。